# 第1回八街市農業委員会総会

平成25年1月22日 八街市農業委員会

# 平成25年第1回農業委員会総会

平成25年1月22日午後3時00分 八街市農業委員会総会を 八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

# 1. 出席者

1. 森 邦央

8. 鈴木勝雄

16. 中川利夫

2. 立﨑義久

10. 栗原十三男

17. 井野 基

3. 武藤 功

11. 関口芳秀

18. 石井とよ子

4. 宮部 操

12. 小山優一

19. 関端 旭

5. 赤地達雄

13. 飛田育男

21. 三須裕司

6. 内藤富夫

14. 瀬山晢信

22. 川野 繁

7. 林 和弘

15. 井口政直

# 2. 欠席者

9. 岩品要助

20. 菅野喜男

# 3. 事務局

事務局長 藤﨑康雄

主 查 補 山内裕義

主 查 菅沼邦夫

主 査 補 山浦美江子

#### 4. 議決事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地競売買受適格者証明の交付について (農地法第5条)

議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

議案第6号 農地法第3条関係事務指針の一部改正について

#### 5. その他

# 〇藤﨑事務局長

開会を宣す。(午後3時00分)

#### 〇川野会長

平成25年第1回の総会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今日は大変足元のお悪い中、皆さんにご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、今月の案件につきましては、農地法第3条、第4条、第5条、本体で6件、農地 競売買受適格者証明申請1件、農用地利用集積計画の承認2件、農地法第3条関係事務指針の 一部改正について、合わせまして総件数で10件が提出されております。慎重審議をお願いい たしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席委員は20名であります。委員の定数の半数以上に達しておりますので、この総会は成立いたしました。

なお、岩品委員、菅野委員より欠席の届出がありましたので報告いたします。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長、お願いいたします。

# 〇藤﨑事務局長

それでは、会務報告をいたします。

12月20日、木曜日。午前10時から農業振興地域整備促進協議会が市役所の福祉センター団体研修室で開催されまして、川野会長、三須副会長、鈴木部長、関端部長出席のもと実施いたしました。

12月27日、木曜日。午後10時から転用事実確認現地調査を実施いたしまして、担当委員、三須副会長、森委員、岩品委員出席のもと実施いたしました。

1月16日、水曜日、午後1時30分から部会の現地調査を実施いたしまして、川野会長、 三須副会長、関端部長、林副部長、宮部委員、瀬山委員、井口委員、石井委員出席のもと実施 いたしました。

1月18日、金曜日。午後1時30分から部会の面接調査を市役所の第1会議室で実施いた しまして、出席委員は現地調査と同メンバーでございます。

以上でございます。

#### 〇川野会長

次に、議事録署名委員の選任についてでございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 〇川野会長

異議なしと認め、今月は議席番号16番の中川委員、17番の井野委員にお願いをいたします。

それでは、議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

#### 〇山内主査補

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分贈与、所在八街字後野分、地目畑、面積4千300平方メートル。権利者事由、 贈与により、農地の権利を取得し、後継者として農業経営を譲り受けたい。義務者事由、農業 後継者に農地の権利を与え、農業経営を移譲したい。

なお、本案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべて を満たしていると考えます。

以上です。

#### 〇川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

まず1番は私の担当でございますので、私から報告をいたします。

議案第1号1番について調査報告をいたします。

今回の申請は、経営主の体調があまりよくないことから、娘さんが後継者として農業経営を 引き継いでいくため、土地の権利を与えるという申請であります。また、義務者は権利者の祖 母にあたりますが、養子縁組をしておりますので、戸籍上親子間での贈与となります。

まず、申請地は市役所から東へ約2.2キロメートルに位置しており、権利者の住まいに隣接しております。進入路は確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準について、基準に適合するか否かについて報告をいた します。

権利者の所有している農機具ですが、トラクターは1台、耕運機1台、労働力は権利者と世 帯員合わせて4名です。年間農作業日数は権利者が300日、世帯員が平均200日です。

次に、面積要件は申請面積が43アールですが、権利者の農業形態が施設栽培のため、面積 妥当と判断いたします。

その他、参考となる事項として、作付予定物はキュウリ、イチゴの施設栽培です。従来から 農業を行っている世帯であり、周辺地域における農業上の効率的な利用の確保についても支障 はありません。

以上のことから、農地法第3条第2項の許可基準に全て当てはまっておりますので、問題はないと思われます。

以上、調査報告を終わります。

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

# 〇川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

# (挙手全員)

# 〇川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

# 〇菅沼主査

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。番号1、所在八街字屋敷添、地目畑、面積567平方メートルのうち、5.02平方メートル。転用目的、ゴミ置場用地。転用事由、申請地近隣で行っている建売事業に伴い、ゴミ置場が不足しているため、当該申請地をゴミ置場として利用したい。なお、農地の区分は、宅地化の状況が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の理由から、第2種農地と判断されます。

番号2、所在文違字陳場、地目畑、面積9千293平方メートル。転用目的、太陽光発電所用地。転用事由、当該申請地に太陽光発電所を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を始め、安定した収入を得たい。なお、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。以上です。

# ○河野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、立﨑委員、お願いいたします。

# 〇立﨑委員

議案第2号1番の調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地は市役所より北北東に約600メートルに位置し、公衆用道路に面 し、進入路は確保されています。

農地性としては住宅地に囲まれた小規模の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページのBに該当するので、第2種農地と判断しました。代替性はないと思います。

次に一般基準ですが、面積は5.02平方メートルで、面積妥当です。資金は自己資金。用水、汚水・雑排水はなし。

土地の選定理由、隣の造成地内にごみの集積場を設置しようとしたが、周辺住民の反対にあい、やむなくこの土地を選定した。周辺農地は全て申請者のものです。なお、申請地は土地改良受益地ではありません。小作人等、権利移転に伴う支障もありません。

以上のことから、速やかに計画が実行されると思われます。

以上で調査報告を終わります。

#### 〇川野会長

それでは、2番について、中川委員、お願いいたします。

#### 〇中川委員

それでは、議案第2号2番の調査報告をいたします。

申請地は市役所より北へ約4キロメートル、北部グラウンドの北に位置します。進入路は公衆用道路に接続して、確保されております。

近年、自然エネルギーへの転換という社会の流れもあり、今回当事業を計画したとのことです。

造成については、埋立等は行わず、整地のみとし、敷地の外周をフェンスで囲う。資金は借入金。計画面積は9千293平方メートル。雨水は敷地内自然浸透。防災計画、被害防除等は特にありません。太陽光パネル設置のために支障はないと思います。

隣接農地所有者5名にも説明済みとのことです。

県でこの農地を第2種農地と判断済みとのことです。

以上、報告を終わります。

#### 〇川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。 ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

# 〇川野会長

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番については原案のとおり、決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(举手全員)

# 〇川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番については原案のとおり、決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)

# 〇川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の1番と2番を議題といたします。 事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

#### 〇菅沼主杳

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。番号1、区分売買、所在八街字北中道、地目畑、面積1千227平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積2千913平方メートルで、換地後の実面積1千740.22平方メートル。転用目的、貸駐車場用地。転用事由、八街駅北側地区土地区画整理事業区域内で農地転用の許可を取得し、貸駐車場を営んでいるが、換地前に系列会社に所有権を移転したい。なお、農地の区分は、土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地の理由から、第3種農地と判断されます。

番号2、区分使用貸借、所在八街字前原、地目畑、面積237平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在借家に居住しているが、子供の成長に伴い手狭なため、祖父が所有している当該申請地に専用住宅を建築したい。なお、農地の区分は、第3種農地の区域に近接する市街地化が見込まれる区域内にある農地の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

#### 〇川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、宮部委員、お願いいたします。

# 〇宮部委員

議案第3号1番について、調査報告を申し上げます。

まず立地基準ですが、申請地はJR八街駅から北へ約100メートルに位置し、進入路は確保されております。

農地性としては、八街駅北側地区土地区画整理事業の区域内であり、事務指針28ページの4のCに該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に一般基準ですが、本申請は貸駐車場用地ということですが、申請面積は2千913平 方メートル。区画整理区域のため、実面積は1千740.22平方メートルであり、駐車台 数の関係において面積妥当と思われます。

資金につきましては、自己資金及び借入金にて賄う計画となっております。

申請地は、過去に義務者が農地転用の許可を取得し、貸駐車場を営んでいるが、区画整理の換地前に系列会社である権利者の会社に所有権を移転したいために、便宜的に農地転用許可をしたいとのことであり、必要性は認められると思います。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本件は何ら問題ないものと思われます。以上で調査報告を終わります。

#### 〇川野会長

続いて、2番をお願いいたします。内藤委員、お願いいたします。

#### 〇内藤委員

それでは、議案第3号2番の調査報告を申し上げます。

まず立地基準ですが、申請地はJR榎戸駅から南へ1キロメートルに位置し、開発道路に面しており、進入路は確保されております。

農地性としては、用途地域に隣接した宅地化の状況にある農地ですので、事務指針の28ページの5のAのイに該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積は237平方メートルであり、面積妥当と思われます。

資金につきましては、自己資金及び借入金にて賄う計画となっております。

申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。また、隣接する農地は祖父である義務者の所有地で、土地改良受益地でもありません。

権利者は現在、借家住まいであるが、義務者の所有地に新居を建築し、永住したいとのことで、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。以上で調査報告を終わります。

# 〇川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。 ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

# 〇川野会長

なければ、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

# 〇川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。 次に2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### 〇川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号3番についてを議題といたします。

この案件は部会案件です。農政部会第1班に担当していただきました。班長の林副部長から 報告をお願いいたします。

#### 〇林副部長

それでは、議案第3号の3番について、調査報告を申し上げます。

番号3、区分一時転用、所在四木字北四木、地目畑、面積6千963平方メートルのうち3千164.19平方メートル。転用目的、土砂等利用による農地造成。転用事由でございますが、申請地は周辺より低地のため、現在遊休農地になっているが、造成により、耕作しやすい畑にして、遊休農地を解消したいということでございます。

今月18日に面接聞き取り調査を行いました。当日は農政部会第1班ほか、会長、副会長、 関端農政部長、これは地区担当委員としてでございます。そのほかに事務局から藤﨑事務局 長、菅沼主査、森主査補にご出席いただきました。ほかに関係課といたしまして農政課、環 境課、道路河川課に出席をいただきました。ほかに申請者の権利者、義務者にご出席いただ きました。

まず、権利者が申請農地を埋め立て事業地として選定した理由でございますが、地主の依頼から、土地を平らにしていただきたいという要望があったということでございます。また義務者につきましては、定年後、畑仕事を本格的に行いたい。くぼ地になっているので、造

成を考えたということでございます。

作付計画及び出荷計画につきましては、栗や梅を作付する予定である。出荷については未 定だということでございます。

次に、権利者の主な事業内容として、リサイクル事業、再資源化、その一部として生ごみの堆肥化を行っているということでございます。会社の概要でございますが、年商8億1千万円。従業員は、パート12名を含む、90名。保有車輌45台、うちトラック15台、パッカー車30台、重機につきましては15台ということでございます。埋立工事の事業経歴、事業実績につきましては、10数カ所で行っていると。ほとんどが神奈川県で行われておりまして、今までは農地転用5条申請はしたことがないということでございます。今回八街市では初めてということでございます。

事業計画でございますが、掘削の深さは約1メートル50センチ。覆土の高さにつきましては、土の使用量が約400立米。この土につきましては、既に完了されております同じ地主の畑の表土を8センチほど削り、搬入するということでございます。

排水計画でございますが、低い土地でありますので、外部に水が流出する心配はないということです。

隣接農地に対する被害防除対策につきましては、北側の地主とはよく会っているということでございます。隣接農地所有者からの同意状況につきましては、隣接者に申請書類に基づき説明をし、隣接者の方から自分の耕作の邪魔にならないよう行ってほしいという話をされたということでございます。近隣住民に対する事業説明状況でございますが、四木区長に説明して、話を聞いていただいた。

その他の確認事項でございますが、外部から残土を運んでくると土の安全性という意味で 不安があるということから、同じ地主の土地から土を運ぶ。表土を少し削るだけなので耕作 は可能である、耕作はしますということでございます。

今回の申請地の隣も、既に同じ、堆肥によります埋立工事、農地造成が行われております。 平成24年夏に隣接農地の作物が枯れかかったが、地主からの要望は何もなかったというこ とでございます。また東側の杉も、結構大きい木なんですが、ほとんど枯れておりまして、 この原因は堆肥が発酵し、ガスの影響でそうなったのかもしれないということでございます。 進入路が赤道でございまして、数メートルの保安距離を置くということでございます。

堆肥で埋立ということについては、土とまぜながら行っているので耕作は可能ではないかということです。堆肥につきましては、これは権利者の話でございますが、町、県、国に許認可を受けて製造している堆肥であるので、目的は、その土地の土とまぜて使用して畑にしている。削り取った隣接農地、近隣農地にもう一度堆肥を搬入する計画はないということです。

においの問題ですが、地質分析を行っている。八街市指定の業者、地元農業委員等の指定 した場所から検出した搬入物を検査して、結果は問題なし。においの方は八街市の指導の下、 回数や量を減らしたり、工夫を凝らして行っている。結果、苦情は少なくはなっている。こ のことについて権利者の方は、事業をやっている以上、周りに迷惑をかけた場合はそれなり に対応しますと。

ほかに、今回申請された土地ですが、義務者が3条で取得した土地がその日のうちに仮登 記による売買が行われたことはどういうことなのかと。権利者が将来的に農業生産法人をや ろうと思い、仮登記をつけたということです。

また、義務者は、梅の木と栗の木を50本ずつ植えたが、管理がしきれなかったということで、これは現在、確認されておりません。今回の申請で誰が耕作するのかということでございますが、義務者が栗の木を植えて耕作すると。権利者は草刈り管理等を依頼されれば行うということでございます。

これにつきまして、環境課の方からですが、平成24年夏以降、においの対策や二次発酵によるガス等の対策はしてもらったということです。

一般的に農家が作物を植える際は、約2週間後に作付できるものが堆肥と言えるであろう。 半径500メートル以上離れた住民からも苦情が寄せられた。これは昨年の夏ということ でございますが、今回周辺住民からも理解を得られることが必要である。これに対して権利 者は、今回の計画で期間を長目にとって、においの問題をクリアしていこうと思っていると。 今回、事業計画地から外れている四木の土地については、半分の土地については手をつける 予定は今のところない、現状のままで栗の木を植えると思いますということです。

今後、この埋立については週2.5台を想定しているということでございます。

未完熟の堆肥は搬入しないでほしい。また、堆肥は八街市埋立条例の適用としては、適用外である。畑から持ってくる土を適用させるかどうかは今後の判断になる。法面の角度が少し急に感じる。

道路河川課の方ですが、赤道の境界査定が必要である。市道運行協議が必要である。八街市内の運行経路は現在、山田インターから二州小を経て搬入されておりますが、今後このルートの工事があるので、別ルートでお願いしたいということでございます。

しかし、この議論の中で、堆肥についての定義ということで非常に一概には難しいという ことでありましたけれども、私は一応資料をちょっと取ってみました。

これは参考の資料です。

堆肥とは、有機物を微生物によって完全に分解した肥料のことを差す。昔ながらの植物系 残渣を自然に堆積、発酵させたものが堆肥であり、強制的に急速に発酵させたものはコンポ ストであるという意見もある。

今回の堆肥というのは給食センターから出たものということで、これはこの中で言いますと、堆肥というよりコンポストという方に近いものだと思います。

それから欧米と日本の各国、または民間の団体の堆肥の定義がここに挙げられていますので、読み上げます。

まずEUのコンポストの定義でございますが、コンポストとは制御された好気的条件で自己発生熱で生分解された産物で、害虫を誘引せず、不快臭を持たず、病原菌の再増殖をもた

らさない有機物である。これがコンポスト。これはEUでございます。

次にアメリカの定義でございますが、コンポストとは制御された方法で、生理的に、生物的に有機物を分解した後に得られる生成物であり、分解の過程で発生する熱によって衛生的に、かつ作物の生育にとって有益なレベルまで熟成、安定化したものである。

次に、堆肥の課題でございますが、未熟堆肥による障害。未熟な堆肥を施肥するとさまざまな障害を及ぼす恐れがある。まず窒素飢餓と酸素障害。窒素飢餓については、堆肥の成分は炭素と窒素の割合で評価される。未熟な堆肥は炭素成分の分解が完全ではないため、土壌中に窒素飢餓を及ぼす恐れがある。酸素障害につきましては、易分解性の有機物が完全に分解されていない堆肥を施肥すると、土壌中で有機物の分解が起こり、酸素障害が作物の根や土壌生態系に大きな打撃を与えるということでございます。

ほかに、既に完了されていますが、以前に隣接地で同様の工事が行われておりますが、近隣住民からの悪臭による苦情が多数寄せられておりまして、八街市議会におかれましても問題となっているということでございます。先ほども触れましたように、堆肥の中身というものをちょっとはっきりできないですけれども、杉の木が枯れたり、隣接農地の作物が一部枯れたということもありまして、堆肥による埋立は認められないということで、農政部会といたしましては不許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

#### 〇川野会長

班長の報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。 質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### 〇川野会長

なければ、班長報告どおりで、不許可相当でよろしいかどうか、挙手をお願いいたします。 (挙手全員)

# 〇川野会長

挙手全員でありますので、3番については、不許可相当で決定をいたします。

次に、議案第4号、農地競売買受適格者証明の交付について、農地法第5条を議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

#### 〇菅沼主査

それでは、議案第4号、農地競売買受適格者証明の交付について、農地法第5条についてご 説明いたします。

番号1、所在文違字台、地目畑、面積140平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積58 3平方メートル。転用目的、建売分譲住宅1棟用地。転用事由、建売分譲住宅1棟建築、販売。 なお、農地の区分は、周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続 して設置される理由から、第1種農地(特例)と判断されます。 以上です。

# 〇川野会長

それでは、議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。 1番、中川委員、お願いいたします。

# 〇中川委員

議案第4号1番の調査報告を行います。

申請地は、市役所より北へ約3キロメートルに位置します。進入路は新たに道路を築造し、申請地につなぎます。位置指定の予定です。造成計画は道路築造により出た残土を申請地へ搬入、また整地する。資金は自己資金。用水は公営水道。雨水は宅地内浸透枡を設置し処理する。汚水・雑排水は合併浄化槽を通し、処理水を新設の公衆用道路側溝へ放流。農業用排水、施設はありません。日照、通風の影響もありません。現在、土砂等の流出はありません。この周りに農地等はありません。

以上、報告を終わります。

# 〇川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。 ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

# 〇川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### 〇川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。 菅沼主査。

# 〇菅沼主査

ただいまご審議いただきました議案第4号の案件についてですが、今後農地法第5条の規定 に基づく本申請が提出された場合、申請内容が今回と相違ない場合には総会に諮らず、会長専 決による許可相当の意見としてよろしいか、ご審議いただきたいと思います。よろしくお願い します。

#### 〇川野会長

今後の事務処理について、会長専決でよろしいかどうかをお諮りいたします。 よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

#### 〇川野会長

よろしいということでございますので、変更がなければ、会長専決で事務処理をいたします。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

休憩 午後3時50分 再開 午後4時00分

#### 〇川野会長

それでは、会議を再開いたします。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

#### 〇山内主査補

それでは、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてですが、本件につきましては平成25年1月15日付で、八街市長から農業経営基盤強化促進法18条第1項の規定により、 農用地利用集積計画の承認を求められております。

それでは、ご説明いたします。

番号1、所在八街字藤株、地目畑、面積2千634平方メートル、ほか3筆。計4筆の合計面積6千340平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は11カ月、再設定でございます。番号2、所在砂字水深、地目畑、面積4千892平方メートル、ほか2筆。計3筆の合計面積8千767平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間が4年9カ月、再設定でございます。なお、全案件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

#### 〇川野会長

議案の説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。 ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### 〇川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### 〇川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。 次に2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

# 〇川野会長

挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号、農地法第3条関係事務指針の一部改正の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

#### 〇山内主査補

それでは、議案第6号、農地法第3条関係事務指針の一部改正について、ご説明いたします。 議案内容は別紙農地法第3条関係事務指針の一部改正(案)のとおり、改正することの承認 を求めるものでございます。関係資料は、お手元に配付した農地法第3条関係事務指針と記載 された4枚つづりの資料になります。

今回の改正は平成24年10月26日、大阪高等裁判所におきまして、相続人に対する特定 遺贈による権利移転は実質的には相続と変わらないものであるとされ、同法の許可を要しない ことが相当との判決を受けての改正になります。なお、判決に出てくる同法の許可とは、農地 法第3条第1項で規定する農地の権利移動や権利設定を行う際の許可を意味しています。

改正内容ですが、これまで遺産の権利移動に関しては相続と包括遺贈については農地法第3条第1項に基づく所有権移転の許可が不要で、特定遺贈の場合は許可が必要でした。しかし今回の判決を受けまして、特定遺贈と包括遺贈の双方について農地法第3条第1項で規定する所有権移転の許可が不要となりました。このことにより、農地法などの関係法令が一部改正を行い、これを受けまして今回、本市の農地法第3条事務指針につきましても包括遺贈と特定遺贈に関する記載内容の変更となった箇所について、配布した事務指針関係資料のとおり、一部改正を行おうとするものです。

なお、一部改正の箇所ですが、1点目が資料の表紙裏、判例の中段部分にある要領4行目の 括弧書き箇所、平成24年12月14日付24経営第2千439号、経営局長通知と、5行目 の括弧書き箇所、平成24年12月20日付24農審第1千936号、農村振興局長通知をそ れぞれ追加記載いたしました。さらにその下段の処理基準3行目の括弧書き箇所、平成24年 12月14日付24経営第2千437号、農林水産事務次官依頼通知を追加記載いたしました。 2点目が、1ページの農地法第3条関係事務指針と記載された表題右下の日付下に改正平成 25年1月を追加記載いたしました。

続きまして3点目ですが、5ページ中段のeの文章冒頭部分の包括遺贈の後に、「または相続人に対する特定遺贈」を追加記載いたしました。

4点目が、裏6ページ中段の数字の2、許可申請者の項目の中の(1)③の2行目終わり部分に、「または家事事件手続法により」と記載されていますが、これは改正前の家事審判法から家事事件手続法に変更記載したものです。

最後になりますが、5点目。22ページの下段、数字の5、法第3条の3関係の中の(1)の2行目中間の括弧書き部分、遺産分割、包括遺贈の後に、「及び相続人に対する特定遺贈を含む」を追加記載いたしました。

なお、参考までにですが、包括遺贈とは、相続財産の全部または財産を一定の割合で指定して行う遺贈を言い、特定遺贈とは遺贈する財産を指定して行う遺贈のことを言います。

以上が事務指針の一部改正内容になります。ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

#### 〇川野会長

事務局の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。 質疑ございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

# 〇川野会長

なければ、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)

# 〇川野会長

挙手全員でありますので、議案第6号については承認することに決定いたします。 その他、事務局からの連絡事項等お願いいたします。

# 〇菅沼主査

それでは、千葉県農業会議会長より千葉県知事に対して行う、平成26年度千葉県農林行政に関する建議に係わる意見、要望ございましたら、2月8日までに事務局へご報告をお願いします。

# 〇川野会長

以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。ご苦労さまでした。

# 〇藤﨑事務局長

閉会を宣す。(午後4時15分)

# 議事録署名人

議 長

1 6 番

1 7 番